申請に対する処分の審査基準(行政手続条例)

担当部署:環境経済部観光振興課(指定管理者) No.001

| 処 分 名 | 道の駅「庄和」の使用許可(別表1) | |
|----------|---|--|
| 処分の概要 | 道の駅「庄和」を使用しようとするときは、市長(指定管理者が管理している場合は、指定管理者)の許可を受ける必要があります。 | |
| 根拠条例等・条項 | 春日部市道の駅「庄和」条例(平成 21 年 6 月 22 日条例第 130 号)第 5 条 春日部市道の駅「庄和」条例施行規則(平成 21 年 6 月 22 日規則第 31 号)第 3 条 | |
| 審査基準 | ◎春日部市道の駅「庄和」の使用の許可は、当該施設の使用が次の(1) から(3)の要件に該当しない必要があります。(1)秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。(2)建物又は附帯設備を破損するおそれがあるとき。(3)その他管理上支障があるとき。 | |
| 標準処理期間 | 即日~1 週間 | |
| 設定年月日 | 平成 21 年 6 月 22 日 (最終改正:平成 31 年 3 月 22 日) | |
| 申請時期 | 随時 | |
| 申請方法 | 道の駅「庄和」窓口への提出 | |
| 備考 | ・ホームページのリンク先 https://www.michinoeki-showa.or.jp/ ・公共施設予約システムにより、使用の予約をすることができます。 | |

- ■春日部市道の駅「庄和」条例
- **第5条** 道の駅の施設を使用し、又は別表第2に掲げる行為をしようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 前項の許可は、その使用が次のいずれかに該当するときは、これを許可しない。(略 ※審査基準と同じ)
- 3 (略)
- 第14条 使用者は、第5条第1項の許可を受けたときに別表第1及び別表第2で定める使用料を納入しなければならない。ただし、別表第2の物品の販売及びこれに類する行為の使用料については、あらかじめ最低使用料を定めることができるものとする。
- 第17条 (略 ※指定管理者による管理)

第 28 条 (略)

- 2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について市長の承認を受けなければならない。
- ■春日部市道の駅「庄和」条例施行規則
- 第3条 条例第5条第1項の規定により、道の駅の施設等(以下「施設等」という。)を使用し、又は条例別表第2に掲げる行為をしようとするものは、春日部市道の駅「庄和」使用許可申請書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、使用しようとする日の1か月前の日から 7日前の日まで受け付けるものとする。ただし、市長が必要と認めた ときは、この限りでない。
- 3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査 し、適当と認めたときは、条例第14条に規定する使用料を徴収し、春 日部市道の駅「庄和」使用許可書兼領収書(様式第2号。以下「許可 書」という。)により許可するものとする。
- 4 (略)
- 5 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、 適当と認めたときは、既納の使用料の差額又は全額を徴収し、又は還 付し、春日部市道の駅「庄和」使用変更許可書兼領収書(様式第4号) により許可するものとする。
- 6 (略)
- 7 施設等を引き続いて使用することができる期間は、3日とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。
- ■春日部市公共施設の暴力団当排除に関する条例 第3条

根拠条例及び関係例規等の抜粋

別表第1 (第14条、第28条関係)

| 区分 | 使用料 | | 備考 |
|------|-----------|------|----|
| 研修室 | 1時間につき | 500円 | |
| 附属設備 | 別に市長が定める。 | | |

備考 使用時間が1時間未満であるとき、又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、その使用時間又はその端数時間は、1時間として計算するものとする。

申請に対する処分の審査基準(行政手続条例)

担当部署:環境経済部観光振興課(指定管理者) No.002

| 処 分 名 | 道の駅「庄和」の使用許可(別表 2) |
|----------|--|
| 処分の概要 | 道の駅「庄和」を使用しようとするときは、市長(指定管理者が管理している場合は、指定管理者)の許可を受ける必要があります。 |
| 根拠条例等・条項 | 春日部市道の駅「庄和」条例(平成 21 年 6 月 22 日条例第 130 号)第 5 条 春日部市道の駅「庄和」条例施行規則(平成 21 年 6 月 22 日規則第 31 号)第 3 条 |
| 審査基準 | ◎春日部市道の駅「庄和」の使用の許可は、当該施設の使用が次の(1)から(3)の要件に該当しない必要があります。(1)秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。(2)建物又は附帯設備を破損するおそれがあるとき。(3)その他管理上支障があるとき。 |
| 標準処理期間 | 14 日(処分案作成から文書送付までの期間 4 日を含む) |
| 設定年月日 | 平成 21 年 6 月 22 日 (最終改正:平成 31 年 3 月 22 日) |
| 申請時期 | 随時 |
| 申請方法 | 道の駅「庄和」窓口への提出 |
| 備考 | ・ホームページのリンク先 https://www.michinoeki-showa.or.jp/ ・公共施設予約システムにより、使用の予約をすることができます。 |

- ■春日部市道の駅「庄和」条例
- **第5条** 道の駅の施設を使用し、又は別表第2に掲げる行為をしようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 前項の許可は、その使用が次のいずれかに該当するときは、これを許可しない。(略 ※審査基準と同じ)
- 3 (略)
- 第14条 使用者は、第5条第1項の許可を受けたときに別表第1及び別表第2で定める使用料を納入しなければならない。ただし、別表第2の物品の販売及びこれに類する行為の使用料については、あらかじめ最低使用料を定めることができるものとする。
- 第17条 (略 ※指定管理者による管理)

第 28 条 (略)

- 2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について市長の承認を受けなければならない。
- ■春日部市道の駅「庄和」条例施行規則
- 第3条 条例第5条第1項の規定により、道の駅の施設等(以下「施設等」という。)を使用し、又は条例別表第2に掲げる行為をしようとするものは、春日部市道の駅「庄和」使用許可申請書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、使用しようとする日の1か月前の日から 7日前の日まで受け付けるものとする。ただし、市長が必要と認めた ときは、この限りでない。
- 3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査 し、適当と認めたときは、条例第14条に規定する使用料を徴収し、春 日部市道の駅「庄和」使用許可書兼領収書(様式第2号。以下「許可 書」という。)により許可するものとする。
- 4 (略)
- 5 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、 適当と認めたときは、既納の使用料の差額又は全額を徴収し、又は還 付し、春日部市道の駅「庄和」使用変更許可書兼領収書(様式第4号) により許可するものとする。
- 6 (略)
- 7 施設等を引き続いて使用することができる期間は、3日とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。
- ■春日部市公共施設の暴力団当排除に関する条例 第3条

根拠条例及び関係例規等の抜粋

別表第2(第5条、第14条、第28条関係)

| 行為 | 単位 | | 使用料 |
|---------------|----------|-------|------|
| 1 J ᠩ | 数量 | 期間 | 使用符 |
| 物品の販売及びこれに類す | 販売金額の20. | パーセント | |
| る行為 | (最低使用料語 | 設定あり) | |
| 業として行う写真又は映画 | 1 m² | 1 時間 | 100円 |
| 等の撮影 | | | |
| 興行 | | | |
| | | | |
| 競技会、展示会、博覧会その | | | |
| 他これらに類する催し | | | |

備考 行為に要する面積が1㎡未満であるとき、又はその面積に1 ㎡未満の端数があるときは、1㎡として計算するものとする。

申請に対する処分の審査基準(行政手続条例)

担当部署等:環境経済部観光振興課(指定管理者) No.003

| | 担当的有守· 块块在河的既兀派兴珠(相足官垤有) NU.003 | |
|----------|---|--|
| 処 分 名 | 道の駅「庄和」の使用料の還付 | |
| 処分の概要 | 既納の使用料は、還付しません。ただし、基準の要件に該当した場合、 道の駅「庄和」の使用の許可を受ける者に対して、使用料の全部又は一部 を還付することができます。 | |
| 根拠条例等・条項 | 春日部市道の駅「庄和」条例(平成 21 年条例第 17 号)第 16 条 条項 春日部市道の駅「庄和」条例施行規則(平成 21 年規則第 31 号)第 10 条、第 11 条 | |
| 審査基準 | ◎次の(1)~(4)の要件のいずれかに該当した場合、道の駅「庄和」の使用料が還付されます。 (1)公用又は公共用に供するため使用の許可を取り消したとき。 (2)使用者の責めに帰することができない理由により、施設等を使用することができないとき。 ・災害などにより施設自体が使用できない場合や、災害や事故などに伴う交通機関の途絶などの不可抗力により使用できない場合等を指します。 (3)使用する日の7日前までに使用の許可を取り消す旨の申請があったとき (4)使用の許可の変更により既納の使用料に差額が生じたとき(当該変更によって生じた額の還付) | |
| 標準処理期間 | 5日(申請を受けてから承認するまでの決裁期間) | |
| 設定年月日 | 平成27年4月1日(最終改正:平成31年3月22日) | |
| 申請時期 | 随時 | |
| 申請方法 | 道の駅「庄和」窓口への提出 | |
| 備考 | ・ホームページのリンク先 https://www.michinoeki-showa.or.jp/ | |

■春日部市道の駅「庄和」条例

- **第16条** 既納の使用料は、還付しない。ただし、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。
- (1) 公用又は公共用に供するため使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用者の責めに帰すことができない理由により道の駅を使用することができないとき。

■春日部市道の駅「庄和」条例施行規則

- 第10条 条例第16条ただし書の規定による使用料の還付は、次の 各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 条例第16条第1号又は第2号に該当するとき 全額の還付
- (2) 使用する日の7日前までに使用の許可を取り消す旨の申請があったとき 全額の還付
- (3) 前2号に掲げるもののほか、使用の許可の変更により既納の使用料に差額が生じたとき 当該変更によって生じた額の還付
- 第11条 使用料の還付を受けようとするものは、春日部市道の駅「庄和」使用料還付申請書(様式第7号)に当該使用に係る許可書を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、前条第2号に該当して還付を受けようとする者は、使用の許可を取り消す旨の申請と同時に申請しなければならない。

根拠条例及び関係例規等の抜粋

2 市長は、前項の規定による申請のあったときは、審査のうえその 可否を決定し、春日部市道の駅「庄和」使用料還付通知書(様式第 8号)により申請したものに通知し、使用料を還付するものとする。

申請に対する処分の審査基準

担当部署:環境経済部観光振興課(指定管理者) No.004

| 処 分 名 | 道の駅「庄和」の使用料の減免 |
|----------|--|
| 処分の概要 | 基準の要件に該当した場合、道の駅「庄和」の使用の許可を受ける者に対して、使用料を減額し、又は免除することができます。 |
| 根拠法令等∙条項 | 春日部市道の駅「庄和」条例(平成21年条例第17号)第15条 春日部市道の駅「庄和」条例施行規則(平成21年規則第31号)第8条、 第9条 春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例(平成19年 条例第33号) 春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則(平成19年規則第52号) |
| 審査基準 | ◎道の駅「庄和」の使用料の減免は、次の(1)~(3)の要件のいずれかに該当することが必要です。 (1)本市が主催又は共催する事業のために使用するとき 免除 (2)春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の教育課程に基づく教育活動のために使用するとき 免除 (3)春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例に基づく障害者等又は障害者団体が利用する場合 「根拠条例及び関係例規等の抜粋」欄参照 |
| 標準処理期間 | 5日(申請を受けてから承認するまでの決裁期間) |
| 設定年月日 | 平成27年4月1日(最終改正:平成31年3月22日) |
| 申請時期 | 随時 |
| 申請方法 | 道の駅「庄和」窓口への提出 |
| 備考 | ・ホームページのリンク先 https://www.michinoeki-showa.or.jp/ |

- ■春日部市道の駅「庄和」条例
- **第15条** 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
- ■春日部市道の駅「庄和」条例施行規則
- 第8条 条例第15条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 本市が主催又は共催する事業のために使用するとき 免除
- (2) 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の教育課程に基づく教育活動のために使用するとき 免除
- 第9条 使用料の減額又は免除を受けようとするものは、使用しようとする日の7日前までに、春日部市道の駅「庄和」使用料減額・免除申請書(様式第5号)により市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査のうえその可否を決定し、春日部市道の駅「庄和」使用料減額・免除決定通知書(様式第6号)により減額又は免除を承認又は不承認するものとする。

根拠法令及び 関係法令等の抜粋

■春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例 (使用料等の減免)

- 第3条 障害者等又は障害者団体が市の設置した公の施設を利用する場合は、当該公の施設の使用料等を定めた条例の規定にかかわらず、規則で定めるところにより当該使用料等を減額し、又は免除することができる。
- ■春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則 (減免する使用料等)
- 第3条 条例第3条の規定により減額し、又は免除することができる使用料等は、別表の左欄に掲げる使用料等とし、当該使用料等の利用者の区分及びその内容は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

別表(第3条関係)

| | 利用者の区分及びその内容 | |
|---------------|--------------|-----------|
| 使用料等の名称 | 障害者等のみで使用 | 障害者団体が使用す |
| | する場合 | る場合 |
| 春日部市道の駅「庄和」の使 | 免除 | 減額 |
| 用料等(研修室の使用料等に | | |
| 限る。) | | |